

売上が減ってしまったので、何とか凌ぎたい
事業を維持するのにお金が必要。
負担が少ない融資で調達したい。

民間金融機関の信用保証付き融資

各都道府県でも、国の融資などと同じ
方針で、各種融資制度が拡充されたり、
融資の条件が緩和されています。

一般保証 借入債務を保証(2.8億/無担保8千万円+有担保2億円まで)
→事業計画の策定、計画実行、進捗報告が必要。

セーフティネット保証4号 借入債務の100%を保証(2.8億円まで/全都道府県)
→借入金(融資)の利子が、実質的に無利子に。
①市町村に認定申請。(②の金融機関が代理することもできるが委任状が必要)
②取引している金融機関か、保証協会へ認定申請書とともに相談。(混雑している)
③金融機関、信用保証協会の審査があり、OKならば、融資してもらえる。

セーフティネット保証5号 借入債務の80%を保証 (2.8億円まで/全業種)
→借入金(融資)の利子を、大幅削減できる。
①市町村に認定申請。(②の金融機関が代理することもできるが委任状が必要)
②取引している金融機関か、保証協会へ認定申請書とともに相談。(混雑している)
③金融機関、信用保証協会の審査があり、OKならば、融資してもらえる。

危機関連保証 借入債務の100%を保証 (2.8億円まで/全国・全業種)
→借入金(融資)の利子を、大幅削減できる。
①市町村に認定申請。(②の金融機関が代理することもできるが委任状が必要)
②取引している金融機関か、保証協会へ認定申請書とともに相談。(混雑している)
③金融機関、信用保証協会の審査があり、OKならば、融資してもらえる。

- 個人事業主:売上前年同月比▲5%→保証料ゼロ+金利ゼロ+5年以内据置(元本返済なし)
- 小規模事業者①:売上前年同月比▲5%→保証料1/2+5年以内据置(元本返済なし)
- 小規模事業者②:売上前年同月比▲15%→保証料ゼロ+金利ゼロ+5年以内据置(元本返済なし)

- 売上が前年同月より20%以上減った
- 売上が前年同月より5%以上減った
- 売上が前年同月より15%以上減った かつ、今後3か月間の売上も15%以上減少見込み
- 売上が前々年同月より5%以上減った、も可

政府系金融機関の融資

新型コロナウイルス感染症 特別貸付 金利を▲0.9%(3年間)、据置(元本返済なし)は5年以内
中小事業:1.11%→0.21%/国民事業:1.36%→0.46%
①中小企業事業(資本金1千万円以上の中小企業が対象;中小事業;融資限度3億円)か、国民生活事業(個人事業主や小規模企業が対象;国民事業;融資限度6千万円)かを確認。
②日本政策金融公庫に相談。 <https://www.jfc.go.jp/>

商工中金による 危機対応融資 金利を▲0.9%(3年間)、据置(元本返済なし)は5年以内
中小事業:1.11%→0.21%
①上記の、日本政策公庫と同内容の支援策であることを確認。
②商工組合中央金庫に相談。 <https://www.shokochukin.co.jp/>

新型コロナウイルス対策 マル経 金利を▲0.9%(3年間)、別枠融資額として1,000万円
設備据置は5年以内、金利1.21%→0.31%
①据置期間(元本返済なし)は、運転資金:3年間以内、設備資金4年間以内に延長。
②商工会議所・商工会、または、日本政策金融公庫に相談。 <https://www.jfc.go.jp/>

特別利子補給で実質無利子に(既に借りている融資も対象。ただし、借入後3年間のみ)
□ 個人事業主:全事業者対象。
□ 小規模事業者:売上高▲15%のみ
□ 中小企業者:売上高▲20%のみ

既存の借入金の借り換えも可能。
[金利引き下げ、実質無利子化の限度]
①日本政策公庫: 中小事業:2億円 国民事業:4千万円
②商工中金: 2億円
※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

融資のメリット/デメリット
△ 当面の資金確保で、支払ができる
△ 業績回復までの時間が確保できる
▼ 借入金が増える
▼ いつかは返さないといけない
▼ 借りて、何もしないと行き詰まる

- 売上に、今後、影響が見込まれる も可

政府系金融機関の融資

経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付) 融資の条件を緩和、据置(元本返済なし)は3年以内
中小事業:1.11%/国民事業:1.36%
①設備資金15年以内、運転資金8年以内の貸付期間を確認。
②中小企業事業(資本金1千万円以上の中小企業が対象;中小事業;融資限度7.2億円)か、国民生活事業(個人事業主や小規模企業が対象;国民事業;融資限度4.8千万円)かを確認。
③日本政策金融公庫に相談。 <https://www.jfc.go.jp/>

特別貸付の契約書の印紙税非課税
公的金融機関、民間金融機関、地方自治体から特別貸付に関わる契約書の印紙は非課税

□ 飲食業・旅館業

- 売上が前年同月より10%以上減った

政府系金融機関の融資

衛生環境激変対策特別貸付 別枠融資【旅館業】3千万円 【飲食店/喫茶店】1千万円
基準利率、据置(元本返済なし)は2年以内
①振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員は、金利▲0.9%引き下げ
②日本政策金融公庫に相談。 <https://www.jfc.go.jp/>

- 売上が前年同月or前々年同月より5%以上減った

政府系金融機関の融資

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 別枠融資8千万円(運転資金・設備資金) 無担保
基準利率、据置(元本返済なし)は5年以内
利下げ限度額:4千万円 特別利子補給で実質無利子へ
①振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員は、運転資金としても利用可能
②日本政策金融公庫に相談。 <https://www.jfc.go.jp/>

利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」との合計で4,000万円
既存の借入金の借り換えも可能。
[金利引き下げ、実質無利子化の限度]
①日本政策公庫 中小事業:1億円、国民事業:3千万円
②商工中金:1億円 [借り換え限度額]
①日本政策公庫 中小事業:3億円、国民事業:6千万円
②商工中金:3億円
特別利子補給(補給対象上限:4千万円)で実質無利子に(既存の借入金も対象。ただし借入後3年間のみ)
□ 個人事業主:全事業者
□ 小規模事業者:売上高▲15%のみ
□ 中小企業者:売上高▲20%のみ

すでに返済について条件変更、リスケ中だが何とか事業を継続して返済していきたい。とはいえ、難しい。

既に、返済について条件変更/リスケ中である

売上が減ってしまったので、何とか凌ぎたい小規模企業共済や経営セーフティ共済を活用できないか?

- 小規模企業共済を契約している
- 売上が前年同月より5%以上減った、または
- 売上が前々年同月より5%以上減った
- 経営セーフティ共済(倒産防止共済)を契約している
- 新型コロナの影響を受けている

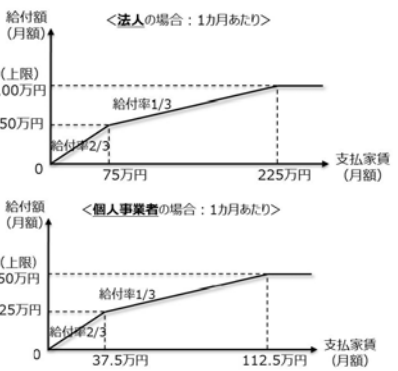
売上が減ってしまったので、何とか凌ぎたい家賃や税金などの支払や納付を1日でも遅らせないか?

期限内に支払いが困難となっている

単月の売上が前年同月比で50%以上、または、3カ月の売上が30%以上減

家賃支援 中小企業:月50万円、個人事業主:月25万円上限
家賃の2/3補助。6月分の家賃から6ヶ月間が支給対象

[第2次補正予算] 事業者はまず、日本政策金融公庫や民間金融機関から無利子・無担保で融資を受けてもらい、家賃に使った分を後から国が補助する仕組み。自治体が独自に実施している家賃支援策に対し、国が財政支援する形で自治体の支援も併用可能。複数店舗を経営する場合は、中小企業:月100万円、個人事業主:月50万円が上限。



売上が前年同月より20%以上減った

納税の猶予の特例 法人税、消費税、固定資産税等のすべての税の納税を1年間猶予。無担保、延滞税免除。

特例の法令が施行から2ヶ月後、または、納期限のいずれか遅い日まで(≒納期限で良い)に申請が必要だが、収入などの状況が判る資料の提出が求められるが、提出が難しい場合は口頭で対応可。

売上が前年同期より30%以上減った

固定資産税の軽減 事業収入に応じて、2021年度の固定資産税・都市計画税をゼロまたは1/2に

設備等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税(通常、取得額または評価額の1.4%)、事業用家屋に対する都市計画税(通常、評価額の0.3%)について、2020年2~10月までの任意の3ヶ月間の収入の対前年同期比が、50%以下の場合、ゼロ。50%超~70%以下の場合、1/2に。

納税の負担が大きくなっている

特別貸付の契約書の印紙税非課税(再掲) 公的金融機関、民間金融機関、地方自治体から特別貸付に関わる契約書の印紙は非課税

固定資産税の特例の拡充・延長 事業用投資設備についての固定資産税3年間ゼロを2年延長+事業用家屋と構築物を追加。

事業用の機械装置・器具備品が対象となっていたものに加え、事業用家屋・構築物(広告看板、門・塀、受変電設備など)も固定資産税の特例の対象に加わる。また、2021年3月までの適用期限を2年間延長。

新型コロナ 特例リスケジュール	主要債権者の支援姿勢を確認し、1年間の元金返済猶予の要請
①主要債権者(金融機関等)の支援姿勢を確認して、1年間の返済猶予が可能か判断。 ②資金繰り計画の作成を、中小企業再生支援協議会が支援し、返済猶予の合意形成。 ③毎月の資金繰りを継続的にチェックして、中小企業再生支援協議会が助言。 都道府県の再生支援協議会 https://www.smrj.go.jp/supporter/revitalization/01.html	
小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付等	小規模企業共済の掛金の7~9割の範囲内までで無利子で4年/6年借りられる。据え置き期間:1年
①小規模企業共済の掛金を確認。掛金の7~9割までで借りる金額を確認。 ②償還期間は、貸付金額500万円以下は4年、貸付金額が505万円以上は6年。 ③既に貸付のある方は、延滞利子は免除。掛金の納付期限も延長。 ④中小企業基盤整備機構に依頼。 https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html	
経営セーフティ共済の特例措置	共済金・一次貸付金の償還(返済)の6ヶ月繰下げ可 掛金の掛止め、減額(5千円まで可)、納付期限の延長
①共済金返済中の場合は、申し出により償還を6ヶ月停止することが可能。 ②一次貸付金を借り入れている場合は、申し出により6ヶ月間返済を猶予。 ③掛金月額40倍以上で掛止め可能。月5千円まで減額も可。R2/11まで納付延長も可。 ④中小企業基盤整備機構に依頼。 https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html	
税務申告・納付期限の延長 国税/地方税納付の猶予	申告所得税は4月16日まで延長。個人事業者の消費税の確定申告は、4月17日以降でも柔軟に受付。
①贈与税も、税務署に来署できる段階になってからの申告でも可。 ②災害により財産に相当な損失が生じた、本人または家族が罹患した、事業を廃止/休止した、事業に著しい損失があった、などの場合には、1年間の納税の猶予(延滞税免除)も可能。状況に応じて更に1年間の猶予もありうる。	
厚生年金保険料等の猶予	一時的に納付が困難なときは、申請により、納付の猶予が受けられる。
災害により財産に相当な損失が生じた、本人または家族が罹患した、事業を廃止/休止した、事業に著しい損失があった、などの場合には、申請すれば、納付の猶予が認められる場合がある。延滞金は一部免除される。	
電気、ガス料金等の支払期限の延長	国からの要請に対応する形で、各電力/ガス会社が、支払期限を4ヶ月延長対応。
個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予、電気・ガス料金の支払いの猶予の対応をしている。電話(携帯含む)も同様の支払猶予の対応をしている。	
災害損失欠損金の繰戻し還付[現行制度]	新型コロナを災害として、前期、前々期の所得に繰戻して、法人税を還付
災害のあった日から1年までの間に終了する事業年度等で生じた災害損失欠損金額を、前1年(青色申告法人は前2年)以内の事業年度に繰戻して法人税を還付可能。(例)飲食業者等の食材の廃棄損、感染者確認により廃棄した器具備品等の除却損、施設や備品の消毒に支出した費用、感染防止のため配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の費用、イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損	
欠損金の繰戻しによる還付の特例	資本金1億~10億円以下の法人も青色欠損金の繰戻しによる還付が可能(通常は資本金1億円以下)
資本金の額が1億円を超える法人については、青色欠損金の繰戻し還付制度を適用できないこととされていますが、資本金1億円超10億円以下の法人は青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能に。令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用。	

従業員を一時的に休業、教育などで何とか雇用を守っているが、何か支援をもらえないか?

売上が前年同月より5%以上減った

雇用調整助成金の特例 新型コロナウイルスの影響を受ける事業主が、雇用を維持するために活動するものに助成

①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成
[対象労働者1人1日当たり15,000円が上限]
(a)新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 中小企業4/5、大企業2/3
(b) (a)かつ、解雇をしていないなどの要件を満たす 中小企業10/10、大企業3/4
②教育訓練をしたときの加算 被保険者の方に教育訓練(ネット活用も含む) 中小企業2,400円、大企業1,800円
③緊急対応期間 4月1日~9月30日
④支給限度日数 通常100日/年→別枠で利用可能
⑤雇用保険被保険者でない方(アルバイト、パート等)の休業 ①と同じ助成率
⑥継続して雇用された期間が6か月未満の労働(新卒者等)についても助成対象
⑦全社一斉でなくても、部門別や施設別の休業などでも可。1日でなくても1時間以上の短時間休業も対象。
⑧事後提出も可能で、令和2年8月31日まで延長。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

休業を余儀なくされた

新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金 ※失業手当の給付日数を60日延長できる(一部30日)特例も実施
事業所が新型コロナにより、休止・廃止したため休業を余儀なくされた場合に失業手当を支給
休業前賃金の80%(休業実績に応じて)を支給。上限15,000円/日(月額上限33万円)。雇用調整助成金と同レベルの助成。雇用保険被保険者・被保険者以外(アルバイト・パート)も対象。(大企業は対象外)

従業員の子供が学校休校で世話をするのが大変

従業員の子供が学校休校で、有給休暇を取得させた

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 年次有給休暇とは別に、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた場合10/10、上限8,330円を支給[4/1以降は15,000円]

(1)または(2)の子どもの世話が必要となった従業員が対象
(1)新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
(2)新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども
※令和2年2月27日~9月30日までの間に取得した休暇等が対象
厚生労省:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業[特例] ベビーシッター補助券の利用枠が、1か月最大26万4000円まで引き上げ
事業主等に雇用される従業員(パート、アルバイト職員を含む)及び厚生年金保険の被保険者である企業の代表者や役員が、ベビーシッターサービスを利用した場合に、支払うシッター利用料金の一部又は全部を助成する事業。中小事業主(全体の労働者数が1,000人未満)なら、割引券1枚70円の負担のみ。
3月の学校休業をきっかけに、ベビーシッター補助券の非課税の利用枠が、1か月最大26万4000円(1ヶ月最大120枚まで利用可能)まで引き上げとなった。
問合せ: 全国保育サービス協会 <http://www.acsa.jp/htm/babysitter/>

個人で委託で仕事を受けているが、新型コロナで仕事がなくなり、子どもの世話も必要になった。

個人事業主で、委託で仕事をしている

小学校等の臨時休業に伴う保護者支援(委託個人事業) 委託個人事業の方が、契約した仕事ができなくなった場合、4,100円/日を定額支給[4/1以降は7,500円]

(1)または(2)の子どもの世話が必要となった従業員が対象
(1)新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
(2)新型コロナウイルスに感染した等であって、小学校等を休むことが必要な子ども
※令和2年2月27日~9月30日までの間に就業できなかった日について支援
厚生労働省:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

売上が減ってしまったので、何とかしたい事業を継続し、再起を果たしたい!

前年同月比で50%以上減った

持続化給付金 事業全般に使えるように、法人は最大200万円、個人事業者等は最大100万円給付 [ネット申請受付中]

①(前年の年間売上高)-(前年同月比▲50%月の売上高)×12ヶ月、を計算。
②①の金額と、法人200万円、個人事業者等100万円のうちから少ない額を申請。
③詳細は、<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>
10億円以上の大企業を除き、中堅・中小企業、小規模事業者などだけでなく、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も対象
※2020年1月~3月の創業者は、任意のひと月を決めた上で1~3月の事業収入の平均と比べ、5割以上減少したことを証明すれば、最大100万円。給付決定者で住居以外のNHK受信契約については、2ヶ月間免除が可能。

新型コロナは大変だが、
新しい製品やサービスを開発したり、
積極的に事業をすすめていきたい。

- 新型コロナの影響をすぐに乗り越えたい
- 新型コロナの先を見据えて取り組みたい

※都道府県の医療物資(マスク等)の調達・寄付の施策もあり

持続化補助金 拡充 新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越える内容に補助率2/3(一部3/4)、補助上限を50万円→100万円へ拡充

小規模事業者等が感染症の影響を乗り越えるために、経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。補助対象経費の1/6以上が、A:サプライチェーン毀損への対応(2/3)、B:非対面型ビジネスモデルへの転換(3/4)、C:テレワーク環境の整備(3/4)、に該当する内容であることが要件。採択者(コロナ特別対応型だけでなく一般型も)の感染防止対策には、「事業再開枠」(定額10/10補助、50万円上限)を追加。「追加対策枠」補助上限:50万円、補助率:2/3、3/4又は定額(10/10) ※クスタ対策が特に必要な特例事業者(ナイトクラブ、ライブハウス等)に限定。コロナ対策:第3回8/7締切、第4回10/2締切。一般型:第3回10/2締切、第4回2/5締切。※農林漁業者向けの持続化補助金とも言える「経営継続補助金」も新設。

IT導入補助金 拡充 新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越える内容に1/2→2/3(一部3/4)へ補助率引き上げ

中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、ハードウェア(PC、タブレット端末等)のレンタル等も含めた、ITツール導入を支援。A:サプライチェーン毀損への対応(2/3)、B:非対面型ビジネスモデルへの転換(3/4)、C:テレワーク環境の整備(3/4)、に該当する内容であることが要件。6/12、6/26、7/10締切。

ものづくり補助金 拡充 新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越える内容に1/2→2/3(一部3/4)へ補助率UP、申請要件緩和、事前発注も可

中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援[8/3締切]。A:サプライチェーン毀損への対応(2/3)、B:非対面型ビジネスモデルへの転換(3/4)、C:テレワーク環境の整備(3/4)、に該当する内容であることが要件。採択者の感染防止対策には、「事業再開枠」(定額10/10補助、50万円上限)を追加。3次公募:8/3締切。

自治体連携型補助金 都道府県が地域の中小企業に対して行う早期の再起に対する補助事業に、国が2/3を補助

都道府県が、新型コロナの影響を受けた地域経済の中長期的な回復を目的に、地域の中小企業が環境変化に対応していくための環境整備、再起を後押しする施策を講じる場合に、都道府県に対して経費の一部を国庫補助する(本事業は、都道府県が行う施策に対して、国がその一部を補助するもの)

大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援 飲食店等への換気設備をはじめとする高効率機器等(換気とCO2削減)の導入を支援

- (1)補助対象設備:高機能換気設備、空調設備等
- (2)補助率:① 中小企業が運営する不特定多数の人が利用する業務用施設(飲食店等):補助率2/3、② ①以外のその他業務用施設:補助率1/2

国立・国定公園への誘客の推進と収束までの間の地域の雇用の維持・確保 収束後を見据えたツアー準備等に取り組むことで国立公園等の関係事業者の雇用の維持・確保

ツアー実施場所での海岸清掃や歩道修繕、国立公園の大自然を満喫できるアクティビティツアー等の企画・実施費用を支援(特に国立・国定公園でのテレワークの推進と連携するもの等の先進的なツアーの支援)とプロモーションを支援

国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進 国立公園等のキャンプ場や温泉地旅館等におけるワーケーション実施支援や子供向けプログラムを展開

国立公園等のキャンプ場や温泉地の旅館等における環境整備(Wi-Fi等)、ワーケーションツアー等実施のための企画・実施費用の支援、子供向けプログラム企画・実施費用の支援(ワーケーション="Work"+"Vacation")

サプライチェーン改革・生産拠点の国内回帰も踏まえた脱炭素社会への転換支援 生産拠点を国内回帰する企業等に対し、自家消費型太陽光発電設備等の導入を支援

防災やRE100の推進に資するPPAモデル等を活用した自家消費型太陽光発電設備等が対象。RE100:企業が自らの事業の使用電力を100%再生エネルギーで賄う。PPA:Power Purchase Agreement/電力販売契約モデル(自社で発電設備を設置し維持管理もする)

マスク生産設備導入補助金 国の増産要請等によるマスク生産設備導入費用を補助 上限3千万円/1ライン 中小企業3/4、大企業等2/3

マスク等生産設備導入支援事業費補助金(マスク生産設備導入) マスクの生産に関わる事業者が国からの増産要請等に応じてマスク生産設備を導入しようとする場合、設備導入に係る費用の一部を補助

アルコール生産設備導入補助金 国の増産要請等のアルコール消毒液等生産設備導入費用を補助。 上限3千万円 中小企業3/4、大企業等2/3等

- <一般事業> ① アルコール消毒液等生産事業者が行う生産等設備の購入・設置事業
- ② アルコール消毒液等生産事業者が行う既存生産ラインの改善・改修事業
- <先進的事業> ③ アルコール消毒液等生産事業者が行う業界標準的な生産等設備に比べて優れている先端設備導入事業

期限付酒類小売業免許[現行規定を緩和対応] 飲食店が店で販売している酒類を、テイクアウト用にするために、簡易な酒類小売業免許を設定

- ① 料飲店等が、新型コロナウイルス感染症に基因して、在庫酒類の持ち帰り用販売等により資金確保を図るものについて、迅速な手続で期限付酒類小売業免許を付与。
 - ② 令和2年6月30日(火)までに提出のあった免許申請書に限定。
 - ③ 免許付与から6か月間の期限。
 - ④ 自治体等から各種の要請等がある場合、これに従うことを条件。
- 国税庁HPから申請用紙をダウンロード。住民票か(法人の場合)登記事項証明書とともに所轄の税務署へ提出。免許要件誓約書、地方税納税証明書(未納・滞納なしの証明)、賃貸契約書は後日提出可。

テレワーク等のための中小企業の設備投資税制 経営力向上計画に、デジタル等設備投資を加えると、即時償却又は設備投資額の7%(10%)の税額控除

これまでの生産性向上設備(年1%以上向上)と。収益力強化設備(投資収益率5%以上)に加えて、「デジタル化設備~遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備」についても対象に加わる。設備の即時償却又は設備投資額の7%(資本金3,000万円以下の法人は10%)の税額控除をすることができる。 ※テレワークマネージャー派遣事業(総務省)、テレワーク・サポートネットワーク事業(総務省)(6月上旬開始予定)、中小企業デジタル化応援隊事業(中小企業基盤整備機構・準備中)、働き方改革推進支援助成金(テレワークコース、新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)(厚労省)もあり

外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業 衛生管理・空気換気設備等の導入、店舗の改装等を支援 上限1,000万円、補助率1/2 (店舗改装は設計含む)

衛生管理の徹底・改善を図るための設備・機器(換気設備、手洗い設備など)の整備や業態転換等を図る際の店舗の改装(ビュッフェスタイル等からの提供方法の変更や営業形態変更に必要な店舗改装)等の取組を支援

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業 海外生産拠点を国内へシフトする設備導入を支援 中小企業2/3、大企業1/2 対象:建物設備の導入費等

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱化が顕在化したことを受け、特定国に依存する製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品等について、国内へ生産拠点を整備しようとする際の設備導入等を支援。健康な生活のための重要な製品については、輸入に依存していた製品の国内生産の増強も対象。フィージビリティスタディ(F/S)の費用も含む。

海外サプライチェーン多元化等支援事業 日本向け製品について、海外での生産を複線化する事業の調査を支援[公募中~6/15締切]

日本への製品・部素材の供給を目的とする海外製造拠点について、単一ではなく、複線化等に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援。補助率:中小企業等グループ3/4、中小企業2/3、大企業1/2 ※日本への輸出比率に応じた補助率を更に調整予定(例:中小企業がマスク製造ラインを増設し、80%を日本に輸出する場合。総事業費3億円×2/3×80%=補助額1.6億円)

JAPANブランド育成支援事業等事業 地域の魅力を秘めた「地域産品」「サービス」の磨き上げやブランド力の強化、発信力の向上を支援

- ① 事業者支援型 中小企業・小規模事業者が市場ニーズに合致した商品・サービスを開発し、新市場への販路開拓を目指す取組の費用を補助。【1事業者あたりの補助上限】500万円【補助率】2/3以内
- ② 支援事業型 民間支援事業者や地域の支援機関等が、地域産品を活用した新商品の開発・商品のブランド化等に取り組む事業者に対して、市場調査や商品のプロモーション活動等の支援を行う際の費用を補助。【補助上限】2,000万円【補助率】2/3以内

新型コロナは大変だが、
経営基盤を強固にしていきたい。

**中小企業向け資本金供給・
資本増強支援事業**

①資本金劣後ローン、②中小企業経営力強化支援ファンド、
③中小企業再生ファンドで、出資等で資本増強を実施

①資本金劣後ローン 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援を受ける事業者等について、収益状況に合わせて利子の変動(黒字の場合高利率)する仕組み。貸付期間:5年1ヶ月/10年/20年、貸付利率:当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動。
②中小企業経営力強化支援ファンド 官民連携ファンドから出資。事業引継支援センターとも連携
③中小企業再生ファンド 官民連携ファンドが債権買取や出資、ハンズオン支援を実施

**中小企業経営強化税制の適用に係る
経営力向上計画の認定に関する
柔軟な取扱い**

令和2年9月30日までの申請については、
令和2年2月以降に取得した資産についても税制措置対象に

①経営力向上計画の認定申請先において、令和2年2月以降に取得した設備に関しては、設備取得から経営力向上計画の申請(受理)までの期間が60日を超過する場合であっても、令和2年9月30日までの期間は、申請を受理する。
②令和2年9月30日までの期間に申請された経営力向上計画については、特例措置として、設備を取得し事業の用に供した年度(各企業の事業年度)内に認定を受けたものと、同様に扱う。

参考となるサイト

- 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連事業者向け支援策パンフレット[随時更新]
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>
- 中小企業庁 中小企業向け補助金・支援サイト「ミラサポPlus」
<https://mirasapo-plus.go.jp/>
- 中小企業基盤整備機構 中小企業(創業予定者含む)とその支援者のポータルサイト 「J-Net21」
新型コロナウイルス関連(都道府県・市町村別)
<https://j-net21.smri.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>
- 「新型コロナウイルス 支援情報まとめ」マネーフォワード社提供
事業者向け(全国、都道府県別でもリストで表示、融資、助成金、税制でも検索可能)
<https://covid19.moneyforward.com/>
個人向け(生活費、水道光熱費、家賃住宅、通信費、学費、保険料・税金で検索可能)
<https://covid19.moneyforward.com/personal/supports>

この資料は、随時、<http://www.dohke.net/over-covid19.pdf> で更新していきます。